

## 改正概要

令和6年7月1日  
横浜市下水道河川局管路保全課

### 横浜市下水道条例施行規則の一部改正について

横浜市下水道条例施行規則（以下、「規則」という。）の一部を改正します。

#### 1 改正の内容

- (1) 排水設備の計画の確認の手続き改正に伴う内容変更（規則第8条）
- (2) 同上（規則第8条第2項）
- (3) 規則改正に伴う様式の内容変更（第5号様式）
- (4) 同上（第34号様式）

#### 2 改正の理由

排水設備計画確認申請時における、電子申請システム利用時の提出書類の簡素化を図るため。

#### 3 具体的な内容

横浜市下水道条例第4条に「排水設備の新設等を行なおうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて確認の申請書を提出して市長の確認を受けなければならない。」と定められており、横浜市下水道条例施行規則第8条に「条例第4条（条例第14条第2項及び第37条で準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請書は、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書（第5号様式）とし、正副2部提出しなければならない。」と規定されています。また、同規則第8条第3項には「市長は、条例第4条の確認をしたときは、第1項の申請書の副本に所要の事項を記載したものを申請者に交付するものとする。」と規定されています。

排水設備計画確認申請の電子申請化の導入に伴い、電子申請システムを活用した申請書のやりとりとなることから、同規則第8条第1項については電子申請システムで提出をする場合にはこの限りではない旨を追記し、同規則第8条第3項については、申請書が電子申請システムで提出された場合においては、市長が確認した申請書の写しの交付をもってこれに代えることができる。という旨を追記します。

内容の追記にあわせて、関連する様式についても文言の修正を行います。

#### 4 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。